

安全衛生推進者養成講習会の開催について

令和4年8月

青森労働局長登録講習機関 登録番号第3号

実施機関：弘前地区労働基準協会

標記講習会を下記のとおり開催することになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 安全衛生推進者選任対象事業場

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、次に掲げる業種が対象となります。
(労働安全衛生法第12条の2により、選任が義務づけられています。)

※ 支店、営業所、工場、建設現場等の事業場単位での選任が必要です。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器等小売業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※上記以外の業種の事業場については、「衛生推進者」の選任が必要となります。

なお、安衛法施行令第2条第3号に掲げる事業場(小売業、社会福祉施設、飲食店)で、常時10人以上の労働者を使用する事業場にあつては「安全推進者」を配置することが望ましいとするガイドラインが平成26年3月に策定されましたので、「安全推進者」の資格要件であります本講習をこの機会に是非受講されることをおすすめいたします。

2. 受講対象者

- 現に安全衛生業務に従事し、養成講習を受講していない方。
- これから安全衛生業務を担当し、将来安全衛生推進者になれる方。

3. 講習日時

令和4年10月12日(水) 9時00分～17時10分
13日(木) 8時45分～11時50分

4. 講習場所

サンライフ弘前 2階集会室(弘前市豊田1丁目8-1)

5. 受講料

- 12,430円(テキスト代・消費税含む)
- 10,230円(テキスト代・消費税含む) = 下記資格所持者
「安全管理者選任時研修修了者」「第1・2種衛生管理者」
※受講申込書の裏面に、資格を証する書面のコピーをのり付けしてください。
(免除科目は、受講票に記載しております。)

6. 支払方法

受講料は、下記銀行に振り込みをお願いします。(手数料はご負担願います。)

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406 口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

7. 申込方法

また、当協会へ持参してもかまいません。

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、持参又は、郵送にてお申し込み下さい。
※また持参が困難な場合は、FAXでの申込みもできますのでその際は、締切日までに受講料を振り込んでいただき、申込書の原本を講習当日に持参して下さい。

8. 申込先

弘前市大字福田字福岡10 (一社)弘前地区労働基準協会
電話 0172-26-0663 FAX 0172-29-1226

9. 申込締切

令和4年10月 5日(水)
※ 但し、申込み締切日前でも、定員に達し次第申し込みを締め切らせていただきますので、ご了承ください。

10. その他

- 1) 講習修了者には、修了証を交付いたします。
- 2) 遅刻、早退、欠席等の場合は単位不足となり、この場合修了証を交付しませんので、予めご了承ください。

注意事項) ①受講申込後の取消については、10月 5日(水)迄にご連絡のあった場合に限り受講料をお返しいたします。

※申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承ください。しかし、**新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。**

②受講申込後10月 5日(水)迄に受講料の納入がございませんと、申込みを取り消させていただきますこととなりますので、ご注意ください。(受講料の納入が期日までに間に合わない場合は、必ずご連絡をください。)